「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
（熊本県指定　第 4373201286 号）

当事業所では、利用者に対し短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業者（法人）の概要

法　人　名	社会福祉法人　慈 正 会
代 表 者 氏 名	理事長　渡 邉　一 夫
所在地・連絡先	〒863-2502 熊本県天草郡苓北町上津深江 230 番地 1 （電話）0969 - 37 - 0202　　（FAX）0969 - 37 - 1771

２．事業所の概要

事　業　所　名	ショートステイ 楽洋
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造　地上２階　地下１階
建物の延べ床面積	2,387.45 ㎡
所在地・連絡先	〒863-2502 熊本県天草郡苓北町上津深江 230 番地 1 （電話）0969 - 37 - 0202　　（FAX）0969 - 37 - 1771
管 理 者 の 氏 名	管理者　渡邉 三枝子
事 業 所 番 号	第 4373201286 号　平成 26 年 7 月 10 日 指定
利　用　定　員	１名 但し、併設する介護老人福祉施設に空床がある場合は、利用することができます。
通常の送迎実施地域	苓北町、天草市（旧五和町・旧天草町）
併　設　事　業	指定介護老人福祉施設　第 4373200486 号　利用定員 30 名 通所介護・介護予防通所介護　第 4373200775 号　利用定員 20 名 居宅介護支援事業　第 4373200361 号

３．事業の目的及び運営方針（契約書第１条参照）

事 業 の 目 的	介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス又は、介護予防サービスを提供する。

運　営　方　針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止。もしくは、要介護状態となることの予防の為、適切なサービスの提供に努める。

４．施設利用対象者

当施設に利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。

５．契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第３条参照）

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の作成する「居宅サービス計画・介護予防サービス計画」に沿って「サービス計画」の原案作成を作成します。

↓

② 「サービス計画」の原案について、利用者及び身元引受人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③ 「居宅サービス計画・介護予防サービス計画」が変更された場合、若しくは、利用者及び身元引受人等の要請に応じて「サービス計画」について変更のある場合は、利用者及び身元引受人と協議して、同意を得たうえで変更するものとします。

↓

④ 「サービス計画」を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

６．居室等の概要

居室・設備の種類	室　数	備　　考
従来型個室	１室	トイレ・洗面台・収納家具・床頭台
食　　堂	１室	併設する指定介護老人福祉施設の施設設備を利用します。
機能訓練室	１室	
浴　　室	１室	
医　務　室	１室	
静　養　室	１室	

７．事業所の職員体制

職　　種	常勤換算	備　　考
管　理　者	１名	併設する指定介護老人福祉施設の職員と兼務します。
介護支援専門員	１名	
生活相談員	１名	
看護職員	２名	
介護職員	８名以上	
機能訓練指導員	１名	
管理栄養士	１名	
医　　師	１名	

８．サービスの内容と利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

① 利用料金が介護保険から給付されるサービス
② 利用料金の全額を利用者にご負担いただくサービス

があります。

※ 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用後に作成する「サービス計画」に定めます。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。又、サービス利用料金につきましては、別紙「サービス利用料金表」を参照下さい。

〈サービスの概要〉

① 食事に関する栄養管理（但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます。）

※ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況、生活習慣及び嗜好を考慮した食事を提供します。

※ 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 8：00 ～ 8：30　昼食 12：00 ～ 12：30　夕食 17：00 ～ 17：30

② 入浴

※ 入浴又は清拭を一週間に最低３回行います。

※ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

※ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 生活機能訓練

※ 機能訓練指導員及び担当者により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

※ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

※ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

※　生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
※　清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
※　利用者が相互に社会的関係を築き、それぞれの役割を持って生活できるよう配慮します。
※　教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。また、サービス利用料金につきましては、別紙「サービス利用料金表」を参照下さい。

〈サービスの概要〉

①　食費

※　食事サービスに係る食材料費及び調理費相当額を負担していただきます。

②　滞在費

※　居室料及び光熱水費相当額を負担していただきます。

③　理容料

※　理髪サービス（調髪 2,900 円、カットのみ 2,400 円、丸刈り 1,900 円）をご利用いただけます。

（３）その他

当法人は、低所得で特に生計が困難である利用者について、介護保険サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費を軽減できますので、お気軽にご相談下さい。

９．利用料金の支払い方法

利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金をお支払いいただきます。前記（１）及び（２）の利用料金は、１ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月１５日までに、以下の方法でお支払い下さい。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

支払い方法	支払い要件等
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の１５日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座に利用者氏名でお振り込み下さい。 天草信用金庫　苓北支店　普通　００５４５３２ （フク）ジセイカイ
現金払い	サービスを利用した月の翌月１５日まで（祝休日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払い下さい。

10．利用中の医療機関への受診について

緊急時の受診を必要とする場合は、身元引受人に連絡の上、下記の協力医療機関へ搬送させていただきます。但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

医療機関の名称	所　在　地	診　療　科
楽洋クリニック	天草市五和町二江 4488－5	内科・泌尿器科・皮膚科
苓北医師会病院	天草郡苓北町富岡 3600－3	内科・外科・眼科等

11. サービスの中止について

以下のような事由に至った場合には、サービスの中止となります。

① 利用開始予定日の前日午後５時までに利用中止の連絡をいただくことにより、キャンセル料を負担することなく利用の中止することができます。
② 利用開始予定日の前日午後５時までに利用中止の連絡をいただけない場合は、キャンセル料（(当日の利用料金の 10%（自己負担相当額)）の負担していただきます。
③ 利用者及び身元引受人の申し出により、サービス利用期間中であってもサービス利用を中止することができます。
④ サービス利用中、体調不良等の理由により利用の継続が困難と判断した場合は、中止となる場合があります。
⑤ 利用者がサービス利用期間中に入院された場合は、サービス利用の中止となります。

12. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① 利用者の生命、身体の安全安楽に配慮します。
② サービス提供により事故が発生した場合には、その原因を分析し、身元引受人、市町及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行ないます。
③ 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合は、利用者又は身元引受人からの聴取、確認します。
④ 非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、利用者に対して定期的に避難・救出その他、必要な訓練を行います。
⑤ 利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は、他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、事前に利用者及び身元引受人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
⑥ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、これを２年間保管すると共に、利用者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑦ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について充分な配慮をします。
⑧ 事業者は、サービスを提供するにあたって、知り得た利用者に関する事項を以下の利用目的以外では、正当な理由第三者に漏洩しません。
 ◎ 利用者の皆様へ提供する介護サービスのため
 ◎ 家族の方への心身の状況説明のため
 ◎ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料のため
 ◎ 介護保険事務のため
 ◎ 入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、介護サービスの向上等管理運営業務のため
 ◎ 当事業所で行われる実習・ボランティアへの協力のため
 ◎ 損害賠償保険等に係わる保険会社等への相談又は届出等のため
 ◎ サービス担当者会議等において使用するため

◎　受診・入院に際し、医療機関へ情報提供するため
◎　利用に際し、居宅支援事業者及び他事業者へ情報提供するため
◎　法に定められた届出や統計のため

13. サービス提供における事業者の義務

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

○　居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○　故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○　決められた場所以外での喫煙はできません。
○　当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
○　金品等の持ち込みは、施設で責任を負いかねますので、利用者（身元引受人等）の責任の範囲でお願いします。

14. 身元引受人の義務

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、利用者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、事業者と協議の上、利用契約締結にあたって身元引受人をたてないこともできます。この場合、利用者は、代理人を立てていただきます。

身元引受人には、これまで最も身近にいて利用者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。

○　身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連携して、その債務の履行業務を行うことになります。また、こればかりではなく、利用者が医療機関に入院する場合や当事業所から退所する場合において、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等を行い、更には、当事業所と協力・連携して退所後の利用者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
○　身元引受人は、利用者の介護計画・介護予防計画の説明を受け、その内容を確認していただきます。
○　身元引受人が死亡、若しくは、破産宣告を受けた場合には、利用者は、新たな身元引受人を立てていただきます。

15. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、以下の場合は、事業者の損害賠償責任を減免することができます。

○　利用者が心身や病状や病歴等について故意に告げず、又は不実の告知を行った結果損害が生じた場合。
○　利用者がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、又は不実の告知を行った結果損害が生じた場合。

○　利用者の急な体調変化等、サービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合。
○　利用者が事業者の指示に反して行うことで損害が生じた場合。
○　利用者の心身の状況を斟酌して相当と認められる場合。
○　地震・噴火等の天災その他、自己の責任に起因しない事由により損害が生じた場合。

16. 契約の終了について

以下のような事項に至った場合には、当事業所との契約は終了します。

① 利用者が死亡した場合
② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③ 事業者が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）利用者からの退所の申し出により退所する場合

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
③ 事業者、若しくは事業者が、守秘義務に違反した場合
④ 事業者、若しくは事業者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷付けた場合、若しくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者によるサービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者、若しくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 利用者の行動が、他の利用者や事業者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

17. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。又、苦情受付けボックスを

窓口に設置しています。尚、当事業所では、第三者を交えた苦情解決の制度を設けていますので、第三者委員を交えて相談もできます。希望される場合は、直接、備え付けの用紙に記入の上、第三者委員宛にお送りすることもできます。

○　苦情受付窓口　　職　名：介護支援専門員　宮崎　孝幸

○　苦情解決責任者　職　名：施設長　渡邉三枝子

○　第三者委員会　　職　名：監　事　船越　啓子（35-1242）・評議員　道田　久美（36-0192）

※　担当者が不在のときは、他の職員が対応いたします。

○　受付時間　毎週月曜日～日曜日（ 8：30 ～ 18：00）

電話番号：０９６９－３７－０２０２　　ＦＡＸ：０９６９－３７－１７７１

○　電子メールアドレス： rakuyou@sewwt.ocn.ne.jp

（２）行政機関その他苦情受付機関

苓北町役場介護保険担当課	電話：０９６９－３５－１１１１（平日８：３０～１７：００）
国民健康保険団体連合会	電話：０９６－３２４－１１０１（平日８：３０～１７：００）
熊本県社会福祉協議会運営適正化委員会	電話：０９６－３２４－５４５４（平日９：００～１７：００）

18. その他

福祉サービス第三者評価の実地状況（無）

重要事項説明書及び個人情報取扱同意書

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所でのサービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明、並びに個人情報の取扱に関する説明を行いました。

ショートステイ楽洋

説明者 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに契約者の家族等の個人情報を用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

身元引受人兼代理人

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（契約者との続柄　　）

（短期入所生活介護重要事項説明書別紙１）

ショートステイ楽洋 利用料金表

（1）介護保険の給付対象となるサービス

※　サービスの概要（入浴介助・排泄介助・食事介助・相談援助・機能訓練・健康管理）

◎　従来型個室サービス利用料金表（日額）利用料金＝基準単価＋加算①×地域加算（10 円）

要介護度 / 基準単位	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
a　利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
b　介護保険給付額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
自己負担額（a － b）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

◎　加算、▲印は、全利用者対象

①	▲	生産性向上推進体制加算Ⅱ	所定基準を満たし、サービスを提供していること	10 単位
②	▲	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定基準を満たし、サービスを提供していること	総単位の 172/1000
③		送迎加算	送迎を実施したこと（片道）	184 単位

（2）介護保険の給付対象外となるサービス

◎　食費・居住費（日額）

利用者負担段階の説明		食　費	居住費
第１段階	イ）世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ロ）生活保護受給者	300 円	380 円
第２段階	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額＋合計所得金額）が 82.65 万円以下の者	600 円	480 円
第3段階①	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の者）	1,030 円	880 円
第3段階②	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額が 120 万円超の者）	1,360 円	980 円
第４段階	上記以外の者	1,545 円	1,231 円

（3）サービス利用料金（基本日額）

◎　介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、食費＋居住費の合計額をお支払い頂きます。

※　基本料金＝基準単価＋加算①②×地域加算（10 円）＋食費＋居住費

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
第１段階	1,398 円	1,479 円	1,565 円	1,647 円	1,728 円
第２段階	1,588 円	1,669 円	1,755 円	1,837 円	1,918 円
第3段階①	2,278 円	2,359 円	2,445 円	2,527 円	2,608 円
第3段階②	3,118 円	3,199 円	3,285 円	3,367 円	3,448 円
第４段階	3,494 円	3,575 円	3,661 円	3,743 円	3,824 円

（介護予防短期入所生活介護重要事項説明書別紙２）

ショートステイ楽洋 利用料金表

（１）介護保険の給付対象となるサービス

※　サービスの概要（入浴介助・排泄介助・食事介助・相談援助・機能訓練・健康管理）

◎　従来型個室サービス利用料金表（日額）利用料金＝基準単価＋加算①②×地域加算（10 円）

要介護度 / 基準単位	要支援１	要支援２
	451 単位	560 単位
a 利用料金	4,510 円	5,600 円
b 介護保険給付額	4,059 円	5,040 円
自己負担額（ａ－ｂ）	451 円	560 円

◎　加算、▲印は、全利用者対象

①	▲	生産性向上推進体制加算Ⅱ	所定基準を満たし、サービスを提供していること	10 単位
②	▲	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定基準を満たし、サービスを提供していること	総単位の 172/1000
③		送迎加算	送迎を実施したこと（片道）	184 単位

（２）介護保険の給付対象外となるサービス

◎　食費・居住費（日額）

利用者負担段階の説明		食　費	居住費
第１段階	イ）世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ロ）生活保護受給者	300 円	380 円
第２段階	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額＋合計所得金額）が 82.65 万円以下の者	600 円	480 円
第３段階①	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の者）	1,030 円	880 円
第３段階②	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額が 120 万円超の者）	1,360 円	980 円
第４段階	上記以外の者	1,545 円	1,231 円

（３）サービス利用料金（基本日額）

◎　介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、食費＋居住費の合計額をお支払い頂きます。

※　基本料金＝基準単価＋加算①②×地域加算（10 円）＋食費＋居住費

	要支援１	要支援２
第１段階	1,209 円	1,337 円
第２段階	1,399 円	1,527 円
第３段階①	2,089 円	2,217 円
第３段階②	2,929 円	3,057 円
第４段階	3,305 円	3,433 円

（緊急短期入所生活介護重要事項説明書別紙３）

ショートステイ楽洋 利用料金表

（1）介護保険の給付対象となるサービス

※　サービスの概要（入浴介助・排泄介助・食事介助・相談援助・機能訓練・健康管理）

◎　従来型個室サービス利用料金表（日額）利用料金＝基準単価＋加算①×地域加算（10 円）

要介護度 / 基準単位	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
a 利用料金	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
b 介護保険給付額	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
自己負担額（ａ－ｂ）	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

◎　加算、▲印は、全利用者対象

①	▲	生産性向上推進体制加算Ⅱ	所定基準を満たし、サービスを提供していること	10 単位
②	▲	緊急時短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れたこと	90 単位
③	▲	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定基準を満たし、サービスを提供していること	総単位の 172/1000
④		送迎加算	送迎を実施したこと（片道）	184 単位

2）介護保険の給付対象外となるサービス

◎　食費・居住費（日額）

利用者負担段階の説明		食　費	居住費
第１段階	イ）世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ロ）生活保護受給者	300 円	380 円
第２段階	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額＋合計所得金額）が 82.65 万円以下の者	600 円	480 円
第3段階①	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の者）	1,030 円	880 円
第3段階②	イ）世帯全員が市町村民税非課税であって （課税年金収入額が 120 万円超の者）	1,360 円	980 円
第４段階	上記以外の者	1,545 円	1,231 円

（3）サービス利用料金（基本日額）

◎　介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、食費＋居住費の合計額をお支払い頂きます。

※　基本料金＝基準単価＋加算①②③×地域加算（10 円）＋食費＋居住費

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
第１段階	1,488 円	1,569 円	1,655 円	1,737 円	1,818 円
第２段階	1,678 円	1,759 円	1,845 円	1,927 円	2,008 円
第3段階①	2,368 円	2,449 円	2,535 円	2,617 円	2,698 円
第3段階②	3,208 円	3,289 円	3,375 円	3,457 円	3,538 円
第４段階	3,584 円	3,665 円	3,751 円	3,833 円	3,914 円